

時報

號七十三第

明治三十三年九月二十日發行

明治三十三年九月二十日發行

次 目

社 説

◎恤兵の必要

◎社會事業

論 説

◎予の道德論

安藤 鐵鷹

雜 錄

◎北遊襍記（承前）

文學士 本多高陽

◎航運日誌

信 羣

◎不動の心

文學士 清澤潤之

會 報

◎宗教法人設立規定 ◎宗教法人的寄附

負債募集法 ◎内務省の提出案 ◎所謂新

政黨 ◎女子の職業 ◎各宗委員會

佛教青年會講習會閉會式

◎近江 谷南大 ◎秦氏の送別會 ◎大日本

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して各自の信念を確立し、國民の道德を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し其學徳を高めしめ又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、政教問題を研究して政府をして公認教制度を立てしむる事。
- 六、社會問題を講究して慈善事業を起し社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して善良なる家庭を形作らしめ又社交を融和せしむる事。
- 八、積極の方針を取り實業道德を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

政教時報

恤兵の必要

印度の饑饉は救濟せざるべからず、幾千萬の生靈が氣息奄々として、空しく死を待ちつゝあるは人生悲慘の極なれば、之を救助せん事は寔に仁道の然るべき所とす、然れども心是のみに駆せて他を顧みるに遑あらず、遠き印度河畔の慘状をのみ憶うて近き同胞の慘憺悽愴の悲劇を忘るゝは、人情の自然にあらず、理勢の當然といふべからざるなり、我輩未だ宣戰の詔勅を拜せざれば名に於て戰時といはんは如何がなれども、其實ば戰時たるに相違なきなり、吾同胞諸士は數旬以前より北清の曠野に轉闊苦戦しつゝあるなり、聞説北清の野は氣候頗る悪しく暑寒共に酷烈にして我輩の想像以上にあり、現下既に寒暖計は華氏百十度位に昇ると雖も、之より益進みて、今月末より九月にかけては日中百五十度に達し、且一望綠樹青草なく、隨て清風の涼を送るなく、赤裸々たる泥砂は無遠慮に熱氣を送り出し、到底堪へ得べきにあらねば、其地に生長し接息せる人民すら暑に向へば一家を纏めて地方に遁げ出するを常とするいふ、殊に又本月廿日頃よりは彼地の有名なる梅雨期にして二三週間は霪々として豪雨降りしきり、水勢は四十餘里の間に暴溢し、原野一圓に氾濫して一大湖水を現出するを例とし、此雨續み此水干て後は泥濘膝を没するの泥田と變すといふ、加ふるに飲料水を得ること最困難にして

政教時報第三十六號目次

- 社論 說國民的訓鍊・監獄教誨
雜錄 參會雜記（百目木劍虹）・窮兒惡化の狀況
社會說 新舊兩信仰（加藤支智）
何をか無宗教の地と云ふ等
- 社會說 各地の教信

一、本誌は毎月二回（一日、十五日）發行とす
二、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事
三、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全國
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無遞送料
●廣告料五號活字一行（二十七字詰）一回金拾錢				

明治三十三年八月十四日印刷
東京市本郷森川町一番地 大日本佛教徒同盟會出版部

印 刷 人
上村幸三郎

清水朝太郎

到底熟飯を常食とする能はずといふ、嗟我幾萬の同胞兄弟は是等幾多の強敵と奮闘せざるべからざるのみならず、怨恨憤怒に駆られたる驚愕なる團匪拳匪と苦戦せざるべからず、嗚呼出征軍士の困難は猶是のみに留まらざるなり、彼廿七八年の戰役の如く、我國單獨の進退を爲すを得ず、列國環視の中立ち、動もすれば嫉視の後より從はんとするを慮りて、一舉手一投足の進退行止にも熟考深察八方へ注意せざるべからず、憶へば幾萬の我同胞諸君は天然人爲の所有困難大敵と戰ひつゝあるなり、惟り恤む、我國民の是等出征軍士に向て同情を寄する事、彼廿七八年の日清戰役に比して半ばにも達せざるなり、否寧ろ十分一にも及ばざるにはあらずやと思はるゝ觀あり、茲に余輩は大聲疾呼して、四千數百萬の同胞諸君の同情を喚起し、以て恤兵の聲に起らんことを希望して止まざるなり、其第一著として佛教徒の一大奮發あらん事を庶幾するなり、印度飢民救濟に奔走する固より美事なりと雖、夫のみに偏して、恤兵の急を思はざるは、血は水よりも濃しといへる自然の人情にも遠き感なくんばあらず、印度救急の事も一段落として、更に恤兵事業に盡力せられん事を切に勧告希望するなり、

歐米に於ける社會の狀態は余輩之を詳にせずと雖も、我邦今日社會の現狀は實に委しく知るに從て不完全の點改善を要する廉の多きに驚かずんばあらざるなり、表面立派に美しく見

行儀正しく衣紋を崩さず、人に向て腰を擧く、荒々しき言葉遣をせず、萬事温順にして、酒色の巷に出入せず、精神的には放縱を避けて戒慎を専とする、これが世間普通の俗人の眼に映する道徳家である、成る程これだけの事が備はつたなら、腐敗して居る今の世の中には、少くとも道徳家として容しきことが出来やう、豈計らんや此の道徳家先生には、これ以外に他の属性伴ひ居らんとは、他の属性とは何んである、巧に世人の信用を得て爲めにするところあらんとする、人知れず裏門運動を爲して己を利せんとする、表に密を頼はせて裏に針を含まんとする、何んぞ立派な属性ではないか、俗人の眼

予の道德論

安藤鐵晦

に映する道徳家が、已に此の如きものであるから、かういふ方面に成功しやうとして孜々汲々として勉めて居る人は十人^{じゅうじん}が十人、縱ひ道徳家と迄言はるゝことは六ヶしいとしても、少くとも評判^{ひょうばん}の善いといふことは確^{たしか}な事實である、

道徳といふものはどういふものであるか、六かしき倫理學上の研究は廢めにして、極めて平たき何人にも解し易い實例について考へて見やう、我輩は世間有識の人はともかくも、普通の人は概ね道徳家といふことについて誤解しては居ないかと思ふ、極言すれば世の中からは道徳家は誤られて不道徳者と見做され、不道徳者は却て道徳家として評判されて居るのであろうと思ふ、悲しいことは世の中は盲目千人に明目一人の諺に漏れず、真正に人を鑑識する人に乏しいことである、我輩は公道の爲に、正義の爲に、今日の所謂道徳家を嫉むことは甚しいのである、

行儀正しく衣紋を崩さず、人に向て腰が卑く、荒々しき言葉遣をせず、萬事温順にして、酒色の巷に出入せず、精神的には放縱を避けて戒慎を専とする、これが世間普通の俗人の眼に映する道徳家である、成る程これだけの事が備はつたなら、腐敗して居る今の世の中には、少くとも道徳家として容しきことが出来やう、豈計らんや此の道徳家先生には、これ以外に他の属性伴ひ居らんとは、他の属性とは何んである、巧に世人の信用を得て爲めにするところあらんとする、人知れず裏門運動を爲して己を利せんとする、表に密を順はせて裏に世人の信用を得て爲めにするところあらんとする、人知れず針を含まんとする、何んぞ立派な属性ではないか、俗人の眼

ゆる社會にても實に夥しき罪惡は犯されつゝあるなり、堂々たる警察權なども其犯罪搜索の便に供せんが爲めにか、一部の者に向ては或る罪惡を見遁しつゝあるは常の事なりと云ふ、然り警察權に斯の如く缺所あるが爲に、諸種の惡漢毒婦は安んじて罪惡を犯し得るといふ、社會にして斯の如くなる以上は何程監獄は改良せらるゝとも、教誨師は如何に熱心に教誨に從事すとも、到底社會改善の上に於て見るべき奏功を期すべからざるなり、社會改善は其文字の詮はす如く、固より全世界の改善なり、大なる社會の改善なり、去れば一小局部たる監獄中の規則を改め、建物を宏壯にし、衛生に注意し、教誨に勉めなせしたりとて、決して成功すべきにあらざるなり、去れば改善せんと欲する社會の全般に亘れる大仕掛の事業を起さるべからず、即ち大仕掛とは諸種の社會事業を相並立して起し、互に相聯絡し相助けて奏功を期すべきなり、社會事業といへば數多し、殆ど無限に多かるべし、今假りに重立ちたる五三の事業に就て例せば、孤兒教育、惡少年感化、救貧事業、施藥療病、教育、監獄教誨、出獄人保護等の諸事業は一聯して並び施し、互に奏功の顯著を致すべきなり、此中單に一事業のみ何程勉強し何程整備したりとて著しき成功は期し得ざるなり、世諺にも貧の盜人といへる如く、貧窮の爲一度心ならずも罪を犯せりと假定せよ、爾來此漢は如何なる徑路を履むべきかは推知し難からざるなり、犯罪者固より責むべしと雖も、社會も亦其一半の責に任せざるべからざるにあらずしや、何となれば今の社會は未だ出獄人保護の機關猶具らずし

て、却て他の一方には法網を脱し居る奸商輩數多くして寧し
る彼等の犯罪を促しつゝあるを以てなり、又茲に幼年の孤兒
棄兒ありと假定せば、彼等は如何に成長す可きかを意量せよ、
遺憾ながら今の我社會は漸次に彼等を悪化し行くは、本誌が
掲載せる窮兒惡化の状況を一讀せる諸君の容易に首肯する所
なるべし、是即我邦未だ孤兒教育、惡少年感化等の事業の整備
し居らざるに基くもの多ければ社會は亦其責の一半を遁るべ
からざるなり、又教育の有無は犯罪の多少と比例する事は一
たび囚人の統計を見れば判然たる所なり、我社會は小學の義
務教育すら、授業料を徵集して以て校費に資するなり、是に
於てか貧民の子弟は登校するを得ずして、一生を無智文盲に
終るなり、明治維新以來教育の道開けたりと雖も、就學兒童
は學齡兒童の百分の六十四五に過ぎざるにあらずや、斯の如
少くとも余輩が上に列舉せる如く事業を並立せしめて、獄舎
に繋がれて其履歷を汚すに至るの前充分に之を教誨訓化して
力めて入牢者を少からしむべし、監獄教誨の如きは最後の手
段なり、監獄以前に於て教育感化に漏れたる者を再び教育を
仕直すものなり、斯くの如くして聊かにても、惄心の萌芽の
顯はれんとして出獄せるを又保護して再び惡道に陥るを防ぐ
を漏し社會に犯罪を容易ならしむる如き事無きを得ん、斯く
の如くして始めて社會事業の効果を見るを得ん哉。

我輩はこゝに懺悔する、我輩は○○○をする、借金もある、錢遣ひも荒い、先輩だとて盲従はせぬ、頗る評判の善くないやつである、勿論此の如き事は善くないといふ事は自覺しつつある、併し或る目的の爲め人に信用を博せんが爲め、高き地位に上らんが爲め、その利益を得んが爲めに此の放縱の性を強て改めやうとは思はぬ、それは却て不道徳と思ふからである、此の如き卑劣の目的の爲めに己を枉げるといふは、即ち己れを欺き、人を欺き、世を欺くので、不道徳の至りと思ふからである、我輩が之を改むるは或る目的ではない、自分の心に判断し、良心の指揮に服従して、自然に之を改むるのである、

我輩は考へる、道徳家といふのは、公明正大にして、秘密のない人間であろうと、言を換へれば世と人との斯かぬ人である、更に言ひ換へれば己を欺かぬといふ事に結歸するであろう、此の上更に多言を費すの必要はない、幸に我輩と同感の人があつたなら、我輩の心を汲んで貰ふ事も出来るであろう、我輩は此の頃、かういふ心性作用がある、一つ手近い實例を挙げて話をしやう、丁度百目木君から督促せられて、此の原稿を書く直ぐ前であつた、或る委員會に我輩も委員の一人として出席した、全体此の委員といふのは數個の團體から五六名づゝ選出せられたものである、處がその中の我輩とは異なる團體から選出せられた一委員が、既に過ぎ去つた事に關して、我輩の團體から選出した委員の數名即我々が専斷に過ぎるといつて、大層理屈を並べた、うの理屈の當否はこゝに

社會

◎宗教法人設立規定

今回内務省令第三十九號を以て

左の如く公布ありたり、宗教法完成までの楔子なるべし

宗教の宣布又は宗教上の儀式執行を目的とする法人の設立等に關する規程を定むること左の如し

第一條 宗教の宣布又は宗教上の儀式執行を目的とする社團又は財團を法人と爲さむとするときは設立者は定款又は寄附行為の外左の事項を記載したる書面を差出すべし

一 宗教の名稱及所屬教派宗派の名稱

二 儀式及布教の方法

三 布教者の資格及選定方法

四 信徒と法人の關係

五 信徒及社員たるべき者の員數

六 宗教の用に供する堂宇、教會所、會堂、説教所又は講義所の類を備ふるものに在ては其名稱所在地及設立許可の年月日

第二條 第一條の法人か前條第一項第一號又は第四號の事項を變更したるときは直に届出すべし

第三條 第一條の法人か第一條第一項第二號又は第三號の事項を變更せむとするときは認可を受くべし

前項の規定を違背したるときは民法第七十一條に依り其設立の許可を取消すことあるべし

第四條 本令に依り書面を差出す場合に於て神佛道の教派又は宗派に屬するものにありては凡て管長の添書を附すべし

(參照、民法第七十一條、法人が其目的以外の事業をなし又は設立の許可を得たる條件に違反し其他公益を害すべき行爲をなししたるときは主務官廳は其許可を取消すことを得)

いふ必要はない、然るに今日四時から更に或る會を或る處に開くのである、その會は矢張り前の數個の團體の人々が寄り合ふのである、そこで我輩は委員會が結了した後に、今日の四時からの會の爲に最も斡旋の勞を取て居る人に、かういふ注意をしやうと思ふた、即ち又今様にあの團體の人がくだらない理屈を並べると、今日の會にも妨げがあるし、後日の爲にも悪いから、今日の會の會計は各團體より一人づゝ選ぶといふ事を親切願して注意するのは、自分の着實を詮ふといふ事にするがよからうといふ事を注意しやうと思ふて、

口まで出たが、此時更にかういふ事をふと考へた、それはこの注意を廢めにしてしまつた、蓋し此時我輩の心の奥底にいふ事を親切願して注意するのは、自分の着實を詮ふといふ事にならはせまいか、それでは己を欺くことになると思って、遂に注意を廢めにしてしまつた、此の注意するには、自分が熱心に心を傾注して居たならば我輩の性質として必ず此の注意を事實にしたのである、

とにかく我輩は表に柔順に、溫和に、殊勝に、如法に見せかけて、巧に世を渡つてゆかうとする人を好まぬのである、先輩に頼む事があるなら、堂々表門から横行闊歩して頼むべしだと言ふものだ、といふ心があつたからだ、若しもつと大事件で自分が熱心に心を傾注して居たならば我輩の性質として必ず此の注意を事實にしたのである、

はこんな事はせうでもよい、理屈をいふのもつまらぬ事をして退くべしだ、苟くも生れて男子でないか、男は須らく男らしくすべしだ、己を欺かずといふのもこゝにあるであろう、我輩の道徳論は以上の如くである、大方の學者道德者よ冀くば教示する所あらば幸甚である、

◎宗教法人の寄附負債募集法

に付内務省令第三十
八號を以て去る一日左の如く公布せらる、明治三十一年内務

省令第六號中左の通り改正し本月五日より之を施行することに定めたり

第三條 神社、寺院、祠宇、佛堂其他宗教の宣布又は宗教上の儀式執行を目的とする法人にして寄附金又は負債を募集せむとするときは地方長官の許可を受くべし

前項募集の區域が二以上の府縣に涉るときは神社、寺院、祠宇、佛堂及法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方長官を經由し内務大臣の許可を受くべし

第三條の次に左の四條を加へ以下順次續下

第四條 神社、寺院、祠宇、佛堂及教派宗派其他宗教の宣傳又は式上の儀式執行を目的とする團體の用に供する爲め寄附金募集を爲す者亦前條に同じ

第五條 寄附金又は負債募集の許可を受けむとするときは左の事項を記し許可を受くべし

一 募集の目的 二 募集の方法 三 募集の金額

四 募集の區域 五 募集の期間

六 前各號に掲ぐるものと外負債に付ては利率及償還の方法

第六條 前條各號に掲ぐる事項を變更せむとするときは其事由を記し許可を受くべし

第七條 寄附金又は負債募集の許可を受けたる者他人をして其募集に從事せしめむとするときは其住所氏名職業年齢を記したる願書を差出し募集地方長官の認可を受くべし

第四條を左の通改む

第八條 第一條乃至第四條第六條及第七條に違背したるときは神社、寺院、祠宇、佛堂及法人にありては事務擔當

ぞれ委員を選定し京都妙心寺に於て宗教法案に對する協議會を開き、再び運動を開始すると共に左記の事項を實行する由し、

一、昨年六月建仁寺大會議決の精神に基き各宗派の既得権を保持する事

一、宗派の既得権に屬する公私法上の區域及内容を明にする爲め現行の宗制寺法を精査する事

一、前項履行の爲め佛教調查會を置く事

一、總代管長を七名とし同盟宗派中より推戴する事

一、外國宗教制度を調査する事

一、調査會の期日は本年六月より十月迄の間とする

一、調査會場は東京とす

一、調査會修了したる時に於て管長會を開き其成績を報告し併て將來の宗教法案に對する諸般の事項を定むる事

が、親の命日に殊勝に墓參したかと思へば、眞歸り途には料理屋へ立寄りて一盃キヨシメスといふ様にズント開けたものであるが、小樽のみならず北海道ではソートいふのは樂にし度もマア一寸搜すに面倒だらう、親の命日に肴を食ふといふ開化人は恐くあるまい、其代り手足を運んで墓參はせずに家に引込んで居るかも知れない、法事供養等の丁寧なる事は餘程感心である、遠夜と當日と二日共僧侶を澤山招いて供養をする、夫に東京あたりの様に御齋坊さんといふ者が居ないから、寺院に坊さんを要することは夥しい數である、葬式は東京などよりは餘程立派の様に見受けられた、夫にオカシイのはツイ近頃或葬式の前に市中音樂隊がブワブワブツとねりて行くのである、此事は別に今少しいふ折があらう、

一種生命保險と寺院維持金これは是非の評論は措いて新趣向の組織である、全く此地での新發明か又は他よりうつした制かは知らぬが、井上圓了博士もこれに類似の様な方法を案出して、其生寺に設けられたといふ事故、少しく其組織を述べやう、

何曾くれ講など種々の名前を付けて、何宗何派に限らず、各寺に此組合を拵へ居るのである、其組織は六百人を満員として一會を結び、若し其會員の死去ある時は、會員各十五錢宛を出金する、其總額は九拾圓となるべければ其内五拾圓を死亡者の遺族へ遣し、残りの四拾圓は、其死去人の旦那寺の維持費とする、其取扱及び其金額の始末等は夫々の役員を定め又寺の方に於ても盡力する、尤もこれは標準を示したるま

でにて、未だ満員に至らぬ會もあれば是等は此比例にて金額を分配するのである、中には大寺などには此會を二つも組織してあるといふことだ、これにて貧人などは葬式の費用を辨するを得べく、寺院は容易に維持費を得る、中々うまい考へである、又中には富豪にて斯る金額を勘定に入れぬ人々は施しにする足し前にする、何れにしても弊も起るであらうが、一つの考へ付きである、此上猶改良もしたらば、頼もしい組織となるであらう、

此土地は函館とは餘程異なる點は函館は前にも申した通り、宗教者は頗る教育に身を入れて或は私立の學校を立てたり、或は公立の學校へ這入りして、學校事業に從事せねば、宗派の幅が利かぬといふ有様である、が此土地は一向ソートいふ風はない、先年各宗合同して女學校を設立したソートな、けれども全く失敗に歸して、今日では形は扱措いて影も見えない、ソートいふ先轍があるから、今日では容易に學校の事などは佛教者の方より言ひ出されもせぬ仕儀であるとは情けない、序に此所で一つ此地の教育の有様、延いて北海道の教育の状況を述べて見やう、ソートには少しく此土地の成立から言はねば分らぬ節が多い、此地の成立といふても、今更大層らしくいふにも當らない、諸君が知ての通りで、幕政時代にはオタルナイとかオタナイとかいふ、天狗山水天狗山などの麓を日本海の怒濤が洗て居たる恐しき荒磯であつて、棲で居る者は熊や鹿位ひ海には鮭、鰐などのみで、人間では夫等の御友達の様なアイノ人種のみで有たので、幕末の頃に至りて漸う内地人

が、親の命日に殊勝に墓參したかと思へば、眞歸り途には料理屋へ立寄りて一盃キヨシメスといふ様にズント開けたものであるが、小樽のみならず北海道ではソートいふのは樂にし度もマア一寸搜すに面倒だらう、親の命日に肴を食ふといふ開化人は恐くあるまい、其代り手足を運んで墓參はせずに家に引込んで居るかも知れない、法事供養等の丁寧なる事は餘程感心である、遠夜と當日と二日共僧侶を澤山招いて供養をする、夫に東京あたりの様に御齋坊さんといふ者が居ないから、寺院に坊さんを要することは夥しい數である、葬式は東京などよりは餘程立派の様に見受けられた、夫にオカシイのはツイ近頃或葬式の前に市中音樂隊がブワブワブツとねりて行くのである、此事は別に今少しいふ折があらう、

一種生命保險と寺院維持金これは是非の評論は措いて新趣向の組織である、全く此地での新發明か又は他よりうつした制かは知らぬが、井上圓了博士もこれに類似の様な方法を案出して、其生寺に設けられたといふ事故、少しく其組織を述べやう、

何曾くれ講など種々の名前を付けて、何宗何派に限らず、各寺に此組合を拵へ居るのである、其組織は六百人を満員として一會を結び、若し其會員の死去ある時は、會員各十五錢宛を出金する、其總額は九拾圓となるべければ其内五拾圓を死亡者の遺族へ遣し、残りの四拾圓は、其死去人の旦那寺の維持費とする、其取扱及び其金額の始末等は夫々の役員を定め又寺の方に於ても盡力する、尤もこれは標準を示したるま

もたまさか行く者が有ても、永住する者とてはなく、勿論婦人は決して行く事は出來無かつた、それがマア滄桑の變と言はうか、今日では人口も七萬もある繁華な市街となり、自治制では無い、皆親方と呼ばれるのである、思へば世の變遷進化は驚くべきものはない、併し其多くは諸國の喰ひ詰め者が一山當て様と思て、腕一本脚一本で渡りて來たのである、夫で舊家といふも無ければ門閥家と言ふも無い、今日の上等社會紳士といふべき人々にても、三四年前まではモズリの着物を着て飛んで歩行いた人々である、皆々初代身上で有て、人から權柄と稱せられる人は醫者か僧侶か官吏を除いては殆ど無しといふも誣言では無い、皆親方と呼ばれるのである、ソートいふ始末故算盤取りては何れも抜目の無い人達であるけれども、読み書きと來たら憐な者である、坐右には算盤を離さず、二六時中賣買損益の事にのみ頭を勞して居る人達ばかりであるから、其商法の劇しい事は又格別である、丁度東京の蠶殻町を見た様なも三府に亞ぐといふ立派な横濱市に中學や師範學校の設けの無いのを見ても分かる、小樽も其轍である、七萬の人口を有する而も非常なる膨脹力を有する大市街にして小學校以上の教育機關といふものは一つも見るを得ない、加之小學校さへ甚だ不足して學齡兒童をして自由に就學せしむるを得ないのは甚だ遺憾である、併しこれは元來ならば道廳が惡るいと斷言するを憚らない、小學校の事は道廳を咎める譯には行かぬが、

中學校は道廳から設立して至當である、何れの府縣にか彼程中等教育に不都合を感じしめて放任して置く地方廳があらう、道廳も夫は経費は餘裕もあるまいけれども、中央諸官省に亞ぐ所の大官衙で有て、中學校の一つやソコラ設けられぬといふことハ萬々無い事である、況して道利の澤山ある北海道の事である、全体が捨て置いても小樽は發達するから、不要の保護な事はせぬが宜しいと云のが道廳の仕打である、

夫も一應は尤であるが、教育な事は夫ではあまり不親切である、前にもいふ通り、此地は新開の土地であるから、一家に取て言へば新所帶と同じであるので、萬事創業で、鍋釜の如き日用道具から調へて掛からねばならぬ有様で、道路の工事街衢の取廣げ等焦眉の急務が迫て居る故、地方稅の負擔の夥しい事は非常である、殊に區稅の苛いことは驚くばかりである、故に人口の多い割合に、土地の繁昌な割合に、區の經濟の基礎は確でない、其事は道廳でも飽まで承知で、今長官なれば常に口にする所である、夫であるのに小樽が中等教育の欠乏に非常に困難して居るのを見て見ぬ振りして捨て置くのはドーしても分らない、祝學官などは何をして居るのだらう、全体北海全道に亘りて教育事業の振はないので、其拓殖上心は常に口にする所である、夫であるのに小樽が中等教育の及ぼす、不結果は恐ろしいものである其有様と之れが救濟策としての愚見を少しく述べて見やうか、

航 運 日 誌

此夜食堂に於て茶話會を催し南條(歴史中の佛語に就て)日置(佛骨奉迎に就て)二師の有益なる講演ありたり、
 ●二十九日(晴)正午船は北緯二十三度三十五分、東經百十七度四十四分、寒暖計八十度を示せり、航路二百九十哩午後三時頃に至り支那アモイの陸地を右方に認む、
 ●五月三十日(晴)午前九時小蒸漁船にて御上陸、香港領事館を訪はせられ、されより公園を散策し、ピーカホーテールにて書飯を召し玉ひ、暫時休憩の後御歸船あらせらる、領事上野喜三郎氏答禮として船中に訪問せられたり、
 ●三十一日(曇)午前九時小蒸漁船にて御上陸、香港領事館を訪はせられ、されより公園を散策し、ピーカホーテールにて書飯を召し玉ひ、暫時休憩の後御歸船あらせらる、領事上野喜三郎氏答禮として船中に訪問せられたり、
 ●六月一日(曇)午前六時博多丸香港を發す、正午船は北緯二十一度十四分、東經百十三度三十四分、溫度八十二度を示せり、航路七十四哩、
 午後四時頃天候俄に變じ、光景凄然急雨車軸の如く降り、迅雷耳を襲ふこと甚し、
 ●二日(雨)午前雷雨、午後快晴、正午博多丸の位置は北緯四十九度、東經百十一度六分、寒暖計八十二度にして、航路三百哩、
 ●三日(晴)朝來左方に安南の遠山を模糊の裡に望む、正午博多丸の位置は北緯十二度十三分、東經百九度四十八分にあり、寒暖計八十九度を示し益々暑熱を加ふ、此日の航路二百八十哩、

左の一篇は去る五月釋尊御遺形奉迎の爲め、態々暹羅國へ渡航なされ今回恙なく歸朝された正使大谷光演師の從者某氏の記する所、乃ち請ふて本誌にかげ讀者の劉覽に供する所以也。
 (記者識)
 ④五月二十四日(晴)午前六時博多丸門司に着す、煙火の響と共に九州聯合奉送會員、數旋の轍を押立て奉迎使一行の上陸を迎ふ顯明院殿も亦來りて迎へらる、小蒸漁船に遷され御上陸、直に松延旅館へ投宿あらせらる、地方の門未弁に信徒續々として伺候す、夜來海邊に於て絶えず、煙火の戲を演じ頗る壯觀、
 ⑤二十五日(晴)午前九時旅館を發して、門司說教場へ入らせられ、一席の御親教をなし玉ひぬ、續て南條博士の布演ありたり、同十一時御歸館、午後四時本船に歸へらせらる、
 ⑥二十六日(曇)午前七時昨夜來船中に一泊の石川參務、野間錄事二氏訣別の辭を述べて直に上陸す、同八時門司港を發す、午後天候俄に變し大雨沛然として甲板を洗ふ、夜に入りて船體の動搖甚しく、怒濤の響千の雷の如し、
 ⑦二十七日(晴)水波茫茫として四顧一點の陸地を見ず、正午船は北緯三十三度二十八分、東經百廿五度五十一分にあり寒暖計は七十二度を示せり、航路二百九十哩、
 ⑧廿八日(晴)午前八時地平線上遙に漁船を認む、これ上海より日本國に歸航する郵船會社の船ならむと云ふ、午前十時新門様種痘遊ばる、
 正午博多丸の位置は北緯二十六度三十三分、東經百二十一度四十八分にして寒暖計七十六度、昨日の正午より航路三百十七哩、香港を距る實に五百十六哩なり、

午後八時一等室食堂に於て茶話會を開く、藤島師は宗教と道德の關係、前田師は佛骨奉迎の主旨、最後に南條博士は因縁和合に就て各趣味ある談話をなされたり、
 ⑨四日(晴)終日風無く水波起らず、海面油の如し、暑熱頗るに加りて流汗淋漓衣を濕す、
 正午船は北緯八度六分、東經百七度四十一分、寒暖計八十七度にして航路二百八十三哩、シンガポールを距る四百八十七哩なり、
 ⑩五月(曇)正午船は北緯三度五十六分、東經百五度四十五分にあり寒暖計八十四度を示し稍涼氣を覺ゆ、明日上陸に付乗客員の發起にて一同離別會を催し、此夜月明に風清し、
 ⑪六日(晴)午前九時半新嘉坡に安着す、當港領事中山嘉吉郎氏西本願寺開敎師佐々木千重氏其他在留日本人の諸氏來船訪問せらる、
 午後一時小蒸漁船にて御上陸、直にラッフェルス、ホテルに投宿あらせられ、一行も亦上陸同宿す、此日恰もトランスバールに勝ちたる英國の所謂戰勝祝賀會の日にあたりしを以て、各戸悉く英國旗を掲げ支那人數百人隊を組み鉦鼓を鳴し岐阜提燈の如き種々の彩色ある提燈を竿頭に掲げ喧々擾々として市中を歩ひの状悪しからざるにあらず、然れども異形の裝、風習の陋未だ全く鎧風を脱せずといふべし、
 此夜八時頃馬車に乘じ市中の景況及公園地等御巡覽あらせらる、
 夜半雷鳴雨下、電光閃々、夜色悽然として一天暗し

◎七日(曇) 午前八時三井物産會社支配人川村氏御面謁同十時中山領事の招に應じ奉迎員一行を從へ訪はせられ懇切なる待遇を受け午後一時御歸館

◎八日午前六時ホテルを發し馬車を驅りて波止場に御着、小舟にて新嘉坡號に御乗込(支那人の所有船にして千餘噸、船員にして不潔、船長は英國人なりと云ふ)中山領事等見送らる、午前七時四十五分出帆、

暹羅國王陛下の庶子アバコーン殿下同船し玉ふに遇ひ、御對面遊ばせられたり、殿下七ヶ年間英國に留學し今回卒業の上歸國の途に就かれ玉ふ所あり、

曹洞宗釋種模仙氏本日乘船一行に加はる、

正午寒暖計八十六度、夜來急雨來りて甲板を洗ふ、

◎九日(曇) 朝來細雨微風を送る、

正午船は北緯五度二十五分、東經百三度四十四分寒暖計八十一度を示す、航路二百三十八哩、

午後左方に島嶼を認む、

◎十日(晴) 午前海上平穩なりしも午後三時頃より少しく動搖を始め、夜に入りて風雨加はり船体の傾斜益太甚し

正午船は北緯八度五十八分、東經百二度八分、寒暖計八十七度を示す、航路二百三十五哩、

(以下次號)

不動の心

信

眾

清澤滿之

的なりと云ふが如きことがある、法律や政治や經濟や世上凡百の事に於ても同じやうである、世間に獨逸風か行はるれば、忽ち獨逸風を模し、世間に佛蘭西風が行はるれば、忽ち佛蘭西風を擬す、殊人事百般の事に就て、自己には定まる意見なくして、只世間の流行に附和雷同するには、皆是れ不動心の欠乏より生ずる迷亂の行為である、吾人は不動の心を確立して迷亂を脱却せねばならぬ、年齢にて云へば四十前後に至らずば、充分の不惑不動と云ふことは六ヶ敷からん、夫も修養を怠りては四十に達しても覺束なかるべし、年齢は兎も角として、修養は怠りてはならぬ、吾人は宜しく自己の胸裡を反省して、迷亂の情を脱し居らない、ドーしたならば此欠乏が充たさるゝであらうか、ドーしたならば此迷情が脱せらるゝであらうか、此考究には外のことは入用でない、先づ迷亂の状態を解剖して見るがよい、迷亂の場合には、我と外物との中に就きて、我は無勢力となりて、外物が勢力を逞うして居る、此點からして、教家は屢々外物を排斥するが如く見ゆることである、然れども外物は別に悪いものではない、色や聲や香や味や、其物は決して悪いものではない、然らば何が悪いかと云へば吾人の妄念妄想が悪いのである、色聲香味等の外物に對して、不適當なる欲情等を起す所の妄念妄想が悪いのである、故に本統の修養には、決して外物を非難する必要はない、只外物に對して不適當なる欲情を引き起す所の妄念妄想を退治

することが須要である、畢竟克己の心の修養が直に不動の心の修養となることである、然るに克己の心と云へば全く自己を破滅するが如く見へ、不動の心と云へば確然自己を揚立するが如く見ゆれども、ソ一見るのは間違である、克己の心が一步進めば不動の心も一步進み、克己の心が二歩進めば不動の心も二歩進み、二つの心は常に一致共進して決して相離隔するものではない、次に此不動の心が必要であると云ふのは決して活動を排斥するのではない、固より迷亂的の活動は排斥せねばならぬが、其は活動であるから排斥するではなくして、活動はかまはねども、其が迷亂的であるから悪いのである、真正に善良なる活動即ち不動の心に根據を有する所の活動は、決して之を排斥すべからざるのみならず、充分に之を奨励すべきである、其處の實際の呼吸は不動の心の修養を積まずしては得られないものである、然るに彼の血氣盛の青年が、何か一つやらねばならぬ、人間處世耻無功と云ふやうな工合で、只何となく活動を希望するのは、頗る危險のことである、多くの失敗や失望は此より起ることである、なぜ失敗や失望に陥るかと云ふに、外ではない、未だ充實せざる能力を以て度外なる活動をせんとするからである、元來活動は其實力丈より餘計に出来るものではない、實力のある丈より出来ないものである、又勢力さへ充實すれば自然に表發するるのである、であるからして、活動と云ふことは其自身には、別に價値のあるものではない、活動の價値あると否とは、全く活動以外の標準によりて定めらるゝことである、人を殺す

活動を專要とする世の中に、不動の心を主張するのは、不都合のやうであるが、其實は決してソ一でない、活動が益盛られた、本統に不惑とか不動とか云ふことは容易のことではない、佛法中には不動明王と云ふがある、煩惱の中に立ちて劍を持ちたる相である、火焰の如く猛烈なる誘惑に對して、少し寔に其誘惑に動轉せられ易い、吾人は色聲等の縁に刺戟せられて、功名富貴等の事項に奔走することである、其は強ち悪きことではない、ケレドモ此の如き場合に當りて、自己の本心を失ふやうでは、動亂と云はねばならぬ、然るに此の如き場合に本心を失はぬことは、甚だ六ヶ敷ことである、これは各自が詳かに反省して見ねばならぬ、自分は少しも動亂せられないつもりでも、大ひに動亂せられて居ることがたんとあらる、飲食衣服等の事は見易き所であるから分り易いが、ソ一云ふ見易いことではなくして、所謂高尚と稱せらるゝ所に於ても動亂の形跡は少くない、彼の世の潮流に順應するとか、世界の文明に相伴するとか云ふことの内にも、やゝもすれば全く動亂せられて居ることが澤山ある、先づ佛教の上で云ふて見れば、世間が哲學を重すれば、忽ち佛教は慈善主義なりと云ひ、世間が慈善を稱すれば、忽ち佛教は慈善主義なりと云ひ、世間が倫理道德を最要とすれば、忽ち佛教は倫理的道德

も活動なれば、人を活すも活動である、物を取るも活動なれば、物を與ふるも活動である、而して人を殺すと物を取るとは惡活動とせられ、人を活すと物を與ふると善活動とせらる、又若し少しく精細に云ふときは、同じく人を殺すにも善と惡とがあり、同じく人を活すにも善と惡とがあり、同じく物を取りに物を與ふるにも、各善と惡とがある、ソーして見れば、人を殺すも強ち惡とは云へなければ、人を活すも強ち善とは云へない、又物を取るも強ち惡と云へなければ、物を與ふるも強ち善とは云へない、況して一概に活動と云ふて、其を善だの惡だのとは、決して云へたものではない、であるから、活動と不活動とに對して、直ちに一刀兩斷の判決を下して活動は善なり、不活動は惡なり、と云ふが如きは妄斷の甚しきものと云はなけれど、活動と不活動とに就きて、決して善惡是非の區別を立つべきものではない、其實を云へば、活動は常に不活動と伴はねばならぬこ不動の根基に據らずしては活動は決して出来るものでない、不動なる地盤の上にあらずは、吾人は歩行や運動をすることを得ない、吾人の精神の活動も此と同じことである、不動の地盤によらずしては、本統の活動は決して出来るものでない、

會 報

◎講習會の閉會式 大日本佛教青年會講習會は茲に二週間の講演を了へ愈々去る七月二十四日沼津郡會堂に於て閉會式を舉げたり、當日は佛骨奉迎の爲め航送せられたる南條博士の來臨あり頗る盛會なりし、今當日の模様を記さんに午前十時村上博士の講演終ると共に閉會式に移りぬ、幹事真岡氏は起て講師并に地方有志の勞を謝すると共に、會員諸氏の熱誠に聽講せられたるを喜び併せて幹事の不行届を謝しぬ、次に大内講師因縁に就て種々の例を引き且つ修養の怠るべからざる所以を懇切に説話せられ、次に南條博士佛骨に關し一場の演説を試みられ、最後に縣知事の代理として臨席せられたる梶山縣視學官は教育講習會等を開き本縣教育上の爲め頗る利益を與へられたることの感謝の辭を述べ是にて全く式を行へ、一同茶菓の饗應あり、陛下の萬歳を三唱して散會せしは正午なりき、

廣 告

◎印度飢餓義捐金第二回報告

(本報分)

一金拾五圓	同	近江	越前	田 南
一金壹圓	同	長崎市	越前	吉野村(黑田義忠)
一金四十圓	同	川山	田松治郎(取次)	胎南大谷會(氏取)
一金一百四十五圓	内	林 惠	田松治郎(取次)	大谷派
一金五十錢	同	井上	田平	眼(取次)
一金三十錢	同	増田	九右衛門	能登
一金二十錢	同	九右衛門	助	細谷
一金十二錢	同	吉野村	田中	木寅
一金二十錢	同	吉野村	二十八日講	重郎
一金五十錢	同	吉野村	二十八日講	郎
一金四十錢	同	吉野村	二十八日講	多助
一金三十錢	同	吉野村	二十八日講	清
一金二十錢	同	吉野村	二十八日講	太郎
一金二十錢	同	吉野村	二十八日講	仁
一金二十錢	同	吉野村	二十八日講	誠
一金二十錢	同	吉野村	二十八日講	一門郎

第一條 名稱及位置
本會ヲ贍南大谷會ト稱シ本部ヲ春服村柳岸寺内ニ設ク

第二條 目的
本會ハ本宗教旨ノ本領ヲ發揚シテ社會ノ文化ニ資シ佛徒ノ一致力ヲ鞏固ニシテ愛國護法ノ實ヲ舉ケンコ期ス

第三條 事務
卓絶ナル孝子節婦等ノ善行ヲ施行スル

教界ノ風紀振肅ヲ計ル

二社會ノ時事問題ヲ討究スル

一本山ノ教政ニ對シ教説請願スルアレヘシ

忠死者若クハ慘死者ノ爲道出法要ヲ營ム

一本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

卓絶ナル孝子節婦等ノ善行ヲ施行スル

一金十錢	諸岡	治吉	一金十錢	諸岡	丹次
一金四十錢	諸岡	源作	一金二十錢	諸岡	南川
一金二十錢	諸岡	忠作	一金四十錢	諸岡	順作
一金十五錢	諸岡	忠兵衛	一金十錢	諸岡	忠作
一金二十五錢	諸岡	林平	一金二十錢	藤井	安太夫
一金十錢	諸岡	田口幸左衛門	一金十錢	諸岡	石崎彌右衛門
一金二十錢	諸岡	小太郎	一金十錢	松永	文太夫
一金十錢	諸岡	佐太夫	一金十錢	諸岡	彌二郎
一金二十錢	諸岡	柳次郎	一金十四錢	諸岡	又平
一金十錢	諸岡	栗田龍照	一金十錢	藤卷	佐一
一金二十錢	辻安右衛門	清十郎	一金二十錢	栗田	さわ子
一金十錢	諸岡	武左衛門	一金十錢	光山	あさ子
一金二十錢	松永	多三郎	一金四十錢	荒木	さね子
一金五圓七十錢	諸岡	多次平	一金二十錢	諸岡	多次平
合計十九圓二十一錢			有志信徒中		

一金八圓六十三錢	全國全郡揖斐町	大乘寺(取扱分)
一金八十錢	全寺	住職國枝現泰
一金六圓八十三錢	全寺	同行
一金一圓	西若松村	林柳右衛門
合計十九圓二十一錢	全國全郡片山村	善性寺(取扱分)

一金八圓六十三錢	全國全郡揖斐町	大乘寺(取扱分)
一金八十錢	全寺	住職國枝現泰
一金六圓八十三錢	全寺	同行
一金一圓	全村	井之上同行中
一金一圓	全村	北谷同行中
一金一圓	全村	江渡同行中
一金一圓	全村	谷口直右衛門
一金一圓	全村	竹中まつ
一金三圓六十錢	全國全郡楫斐町	真教寺(取扱分)
一金三圓八十八錢	全寺	住職太宰周靜
一金三圓十錢	全寺	同行
一金五錢	全寺	同行
一金三圓六十錢	全國全郡萩原村	善福寺(取扱分)
一金三圓三十八錢	全寺	住職小笠原靜圓
一金三圓三十八錢	全寺	参詣中
一金三圓六十錢	全國全郡小島村	野中會所(取扱分)
一金五十錢	全村	上瀬古謙
一金一圓二十四錢	全村	下瀬古
一金一圓六十四錢	全村	下瀬古
合計金四十一圓四十錢五厘	全村	同行中

一金三圓六十錢	全國全郡楫斐町	真教寺(取扱分)
一金三圓八十八錢	全寺	住職太宰周靜
一金三圓十錢	全寺	同行
一金五錢	全寺	同行
合計金四十一圓四十錢五厘	全國全郡楫斐町	真教寺(取扱分)

一金三圓六十錢	全國全郡楫斐町	真教寺(取扱分)
一金三圓三十八錢	全寺	住職小笠原靜圓
一金三圓三十八錢	全寺	参詣中
一金五十錢	全村	上瀬古謙
一金一圓二十四錢	全村	下瀬古
一金一圓六十四錢	全村	下瀬古
合計金四十一圓四十錢五厘	全村	同行中

一金九圓五十八錢	美濃揖斐郡本郷村	光慶寺(取扱分)
内 譯		
一金一圓	全寺住職 稲葉現淵	全寺住職 別所法順
一金一圓十三錢五厘	全寺 参詣 中	全村 井之上同行中
一金一圓七十五錢五厘	全村 南瀬古進德會	全村 北谷同行中
一金一圓三十五錢	杏井村 北組同行中	全村 江渡同行中
一金六十四錢	杏井村 東屋敷中	全村 谷口直右衛門
一金三十六錢	神戸町明徳寺参詣中	全村 竹中まつ
一金二十七錢		
一金三圓〇七錢		
合計十九圓二十一錢		

一金九圓五十八錢	美濃揖斐郡本郷村	光慶寺(取扱分)
内 譯		
一金一圓	全寺住職 稲葉現淵	全寺住職 別所法順
一金一圓十三錢五厘	全寺 参詣 中	全村 井之上同行中
一金一圓七十五錢五厘	全村 南瀬古進德會	全村 北谷同行中
一金一圓三十五錢	杏井村 北組同行中	全村 江渡同行中
一金六十四錢	杏井村 東屋敷中	全村 谷口直右衛門
一金三十六錢	神戸町明徳寺参詣中	全村 竹中まつ
一金二十七錢		
一金三圓〇七錢		
合計十九圓二十一錢		

一金三圓六十錢	全國全郡楫斐町	真教寺(取扱分)
一金三圓三十八錢	全寺	住職太宰周靜
一金三圓三十八錢	全寺	同行
一金五十錢	全村	上瀬古謙
一金一圓二十四錢	全村	下瀬古
一金一圓六十四錢	全村	下瀬古
合計金四十一圓四十錢五厘	全村	同行中

一金三圓六十錢	全國全郡楫斐町	真教寺(取扱分)
一金三圓三十八錢	全寺	住職太宰周靜
一金三圓三十八錢	全寺	同行
一金五十錢	全村	上瀬古謙
一金一圓二十四錢	全村	下瀬古
一金一圓六十四錢	全村	下瀬古
合計金四十一圓四十錢五厘	全村	同行中

一金九圓五十八錢	全國全郡楫斐町	真教寺(取扱分)
内 譯		
一金一圓	全寺住職 稲葉現淵	全寺住職 別所法順
一金一圓十三錢五厘	全寺 参詣 中	全村 井之上同行中
一金一圓七十五錢五厘	全村 南瀬古進德會	全村 北谷同行中
一金一圓三十五錢	杏井村 北組同行中	全村 江渡同行中
一金六十四錢	杏井村 東屋敷中	全村 谷口直右衛門
一金三十六錢	神戸町明徳寺参詣中	全村 竹中まつ
一金二十七錢		
一金三圓〇七錢		
合計十九圓二十一錢		

一金三圓六十錢	全國全郡楫斐町	真教寺(取扱分)
一金三圓三十八錢	全寺	住職太宰周靜
一金三圓三十八錢	全寺	同行
一金五十錢	全村	上瀬古謙
一金一圓二十四錢	全村	下瀬古
一金一圓六十四錢	全村	下瀬古
合計金四十一圓四十錢五厘	全村	同行中

一金三圓六十錢	全國全郡楫斐町	真教寺(取扱分)
一金三圓三十八錢	全寺	住職太宰周靜
一金三圓三十八錢	全寺	同行
一金五十錢	全村	上瀬古謙
一金一圓二十四錢	全村	下瀬古
一金一圓六十四錢	全村	下瀬古
合計金四十一圓四十錢五厘	全村	同行中

一金九圓五十八錢	全國全郡楫斐町	真教寺(取扱分)
内 譯		
一金一圓	全寺住職 稲葉現淵	全寺住職 別所法順
一金一圓十三錢五厘	全寺 参詣 中	全村 井之上同行中
一金一圓七十五錢五厘	全村 南瀬古進德會	全村 北谷同行中
一金一圓三十五錢	杏井村 北組同行中	全村 江渡同行中
一金六十四錢	杏井村 東屋敷中	全村 谷口直右衛門
一金三十六錢	神戸町明徳寺参詣中	全村 竹中まつ
一金二十七錢		
一金三圓〇七錢		
合計金四十一圓四十錢五厘		

一金三圓六十錢	全國全郡楫斐町	真教寺(取扱分)
一金三圓三十八錢	全寺	住職太宰周靜
一金三圓三十八錢	全寺	同行
一金五十錢	全村	上瀬古謙
一金一圓二十四錢	全村	下瀬古
一金一圓六十四錢	全村	下瀬古
合計金四十一圓四十錢五厘	全村	同行中

一金三圓六十錢	全國全郡楫斐町	真教寺(取扱分)
一金三圓三十八錢	全寺	住職太宰周靜
一金三圓三十八錢	全寺	同行
一金五十錢	全村	上瀬古謙
一金一圓二十四錢	全村	下瀬古
一金一圓六十四錢	全村	下瀬古
合計金四十一圓四十錢五厘	全村	同行中

--

○印度大饑饉義金募集の檄

飢て食なく、たゞ死の到るを喫つ、人生の悲惨、斯くの如く甚しきものあらんや、骨肉路に斃れて相救ふを得ず、怨恩枕を並べて彼の蒼を仰ぐ、人生の悲惨、斯くの如く甚しきものあらんや、我が佛教の祖國印度の地、年凶にして五穀實らず、妻は子を抱えて飢に泣き、夫は妻を顧るに遑なくして歎歎暗涙に咽ぶ、老ひたるは若きを呼び、若きは老ひたるを呼び、子は親を助けんとして力盡き、親は子を助けんとして力盡く、飢莘累々、途に普て野に徧く、兒女童幼の食を求めるに欲して呼ぶ聲叫ぶ聲も今は力少あり、空く怨みを呑んで既に他界の鬼と化し去りしもの其數幾千なるを知らず、萬死に一生を得んが爲に、天に哭し地に哭する生靈約五百萬、彼等の運命は風前の燈よりも危し、嗚呼悲慘。

哭されとも答へなき天地、英國は見るに忍びずと爲して既に救助義金二十萬ポンドを彼の地に送り、獨逸も亦五十萬マードルを彼の地に送れり、蕞爾たる暹羅、亦五千ルーピーを醸出して彼れに送る、米國も亦慈善家の大集會を開きて義金募集に着手せりと傳ふ、夫れ、人道の通義、佛教の要旨は、自他等く救ひ、怨恩並に劬るに在り、恩を禽獸に及ぼし、情を無縁の衆生に致す、これ佛陀の吾人に訓誨し給ふ所にあらずや、佛陀の訓誨に依り、人道の通義に依り、生を此土に托して國威を列強に輝かさんとする吾人、其佛教の祖國、印度の慘状を聞いて誰れか同情一掬の涙を濺かざらん爲聞く、印度の地は物價低廉、一人一日の救助費は僅に金四錢を以て足ると、一日壹錢を蓄へば四日にして一人を死地より救ふを得、仰き冀くば大方の志士よ義人よ、其佛教を信するを信せざるとに論あく、其一日一人を救ふに足ると十人百人を救ふに足るとに論なく、應分の資を投して以て彼の憐むべき無告の窮民を賑へ

一一一 義金は多少を論ぜずと雖も成る可く四錢以上たるべし。
 義金の送付は来る八月三十日を限りとす

一一一 義金送付者の芳名は本誌に廣告して領收證に代ふ
 義金は本會宛にて送らるべし(爲替は森川局振込の事)
 義金は佛教主義雜誌社聯合會の手を經て印度に送付すべし

本郷區森川町一番地

大日本佛教徒同盟會